

神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合同規約

平成 28 年 12 月 1 日
佐賀県指令 28 市町村第 5 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、神崎市及び吉野ヶ里町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、火葬施設の設置、維持管理及び運営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、佐賀県神崎市に置く。

(組合議会の設置)

第 5 条 組合に、組合議会を置く。

(議員の定数)

第 6 条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 10 人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

神崎市 5 人

吉野ヶ里町 5 人

(組合議員の選挙の方法)

第 7 条 組合議員は、関係市町の議会においてそれぞれの議員のうちから選挙された者及び関係市町の副市長及び副町長とする。

2 関係市町の議会において選出された組合議員に欠員が生じたときは、その欠員となった議員を速やかに選挙する。

3 関係市町の長は、前 2 項の規定により各市町に係る組合議員が定まったときは、速やかに組合の管理者に通知するものとする。

(組合議員の任期)

第 8 条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員並びに副市長及び副町長としての任期による。

(議長及び副議長)

第 9 条 組合議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議会において組合議員の中から選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(執行機関の組織)

第 10 条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を 1 人置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の互選による。
- 3 会計管理者は、管理者の属する関係市町の会計管理者をもって充てる。
(任期)

第 11 条 管理者及び副管理者の任期は、それぞれの属する関係市町の長としての任期による。
(職員)

第 12 条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員の定数は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りではない。
- 3 第 1 項の職員は、管理者がこれを任免する。
(監査委員)

第 13 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議員の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員の中から各 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者にあつては、4 年とし、組合議員の中から選任される者にあつては、組合議員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
(組合の経費)

第 14 条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 使用料
 - (2) 負担金
 - (3) 補助金
 - (4) 組合財産から生じる収入
 - (5) その他の収入
- 2 前項第 2 号の負担金の関係市町の負担割合は、別表のとおりとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、その他特別の事由による経費については、組合の議決を経て、別に基準を定めるものとする。

(委任)

第 15 条 法令及びこの規約に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定による知事の許可の日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、新施設による共同処理が実施されるまでの間、火葬に関する事務は、関係市町において実施する。

別表（第 14 条関係）

経費の区分	負担割合	算出基礎
組合の運営に要する経費 （議会費、総務費及び予備費）	均等割 100 分の 100 （神崎市：2 分の 1） （吉野ヶ里町：2 分の 1）	人口割については、 関係市町の直近の国 勢調査の人口を適用 する。
施設の建設に要する経費 （建設に係る公債費を含 む。）	均等割 100 分の 10 （神崎市：2 分の 1） （吉野ヶ里町：2 分の 1） 人口割 100 分の 90	
施設の管理運営に要する 経費	均等割 100 分の 10 （神崎市：2 分の 1） （吉野ヶ里町：2 分の 1） 人口割 100 分の 90	